

# 三重とこわか国体四日市市防疫対策要領

## 1 趣旨

この実施要領は、三重とこわか国体四日市市防疫対策実施要項に基づき、三重とこわか国体における防疫対策の実施について必要な事項を定める。

## 2 実施方法

三重とこわか大会・三重とこわか大会四日市市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等に協力を依頼し、健康管理の励行、感染症の予防、まん延防止等、防疫（感染症）対策を実施する。

## 3 実施内容

### （1）予防・防疫に関する知識の普及および意識の啓発

実行委員会は、関係機関と連携し、感染症の発生を防止するため、選手・監督、役員、視察員、報道員及び一般観覧者等（以下「大会参加者」という。）に対し、衛生意識の普及啓発を行い、感染症に対する意識の向上に努める。

ア 関係機関が作成した啓発媒体の配布・掲示

イ ホームページ等の広報媒体を活用したPR

ウ 各種講習会及びイベント等を活用したPR

### （2）感染症患者の発生時の措置

実行委員会は、大会参加者に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、感染症法等に基づく措置を講ずるとともに、必要に応じて四日市市保健所の指導・助言を求め、感染のまん延の防止に努める。

### （3）感染症予防に関する衛生備品の配備

実行委員会は、大会期間中における感染症の発生予防及びまん延防止のため、競技・練習会場に、必要に応じて手指用消毒液やマスク等の配備を行う。

### （4）緊急連絡体制の整備

実行委員会は、大会期間中における感染症の発生に備え、そのまん延を防止するため、関係機関等との緊急連絡体制を整備する。

## 4 その他

（1）この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施について必要な事項は別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。

## 附 則

この要領は、令和2年3月27日から施行する。